熊本県公報

第１１１７８号
平成16年10月6日（水）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○道路の供用開始……（道路総務課）1
○熊本都市計画道路の変更……（都市計画課）1
○　〃　……（　〃　）2
○家畜伝染病（伝達性海綿状脳症）の発生……（畜産衛生課）2
○入札参加資格……（土木技術管理室）2
○介護老人保健施設開設許可……（高齢者支援課）3
○指定居宅サービス事業所の指定……（介護保険課）3
○　〃　……（　〃　）3
○道路の区域変更……（道路総務課）3
○指定居宅サービス事業所の変更の届出……（介護保険課）4
○　〃　……（　〃　）4
公　告
○道路の位置指定……（建　築　課）5
○　〃　……（　〃　）5
○　〃　……（　〃　）5
○　〃　……（　〃　）5
○都市計画法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事完了……（　〃　）6
○熊本県工事進行管理システム開発業務委託……（土木技術管理室）6
○争議予告……（労働雇用課）8
登　載　依　頼
○熊本県労働問題政労使会議の開催……（労働雇用課）9

告　示

熊本県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年10月6日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長（メートル）	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池郡大津町大字矢護川 1064番1地先から 同所同字 986番3地先まで	174.8	単道改

2　供用開始する期日　平成16年10月6日

熊本県告示第995号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　都市計画の種類

熊本都市計画道路　3・2・62号春日池上線
2　都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市春日一丁目、同市春日三丁目、同市春日四丁目、同市春日五丁目、同市春日六丁目、同市池上町字南平、同市池上町字平良石及び同市池上町字中園の各一部
3　都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第996号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　都市計画の種類
熊本都市計画道路　3・1・1号新南部四方寄線
2　都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市新南部四丁目、同市新南部五丁目、同市新南部六丁目、同市下南部一丁目、同市龍田町陳内一丁目、同市龍田町陳内二丁目、同市龍田町陳内三丁目、同市龍田町陳内四丁目、同市龍田二丁目、同市龍田三丁目、同市龍田四丁目、同市兎谷三丁目、同市楡木一丁目、同市清水町大字兎谷字岩倉、同市清水町大字麻生田字山の下、同市麻生田一丁目、同市麻生田二丁目、同市麻生田三丁目、同市清水新地三丁目、同市清水新地四丁目、同市清水新地五丁目、同市清水新地六丁目、同市鶴羽田町字大道端、字上の原、字羽田屋敷、字迫畑、字東畑、字山際畑、同市四方寄町字石田、字葉山、字柳迫、字東六反割、字迫の上、字外沖の各一部
菊池郡西合志町大字須屋字池の本、字塔の木、字川添・船入、字下屋敷、字宮の前、字西谷・下屋敷、字西谷の各一部
3　都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第997号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

病　名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	摘　要
伝達性海綿状脳症	疑似患畜	平成16年9月27日	熊本県泗水町	1戸4頭	乳用牛

熊本県告示第995号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　調達する特定役務の名称及び数量
熊本県工事進行管理システム開発業務　一式
2　入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
3　入札参加資格を得るための申請方法等
（1）　申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
（2）　入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111　内線6350
（3）　入札参加資格審査申請書の受付期間
平成16年10月6日（水）から平成16年10月26日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

（４）　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

（５）　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、次のとおりとする。

4月から9月までに登録された場合　登録日から翌年度の9月30日まで。

10月から3月までに登録された場合　登録日から翌々年度の9月30日まで。

（６）　有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を、有効期限の属する年度の7月1日から7月31日まで（県の休日を除く。）行う。

熊本県告示第999号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設なごみの里 下益城郡中央町堅志田192-1	医療法人興和会	平成16年10月1日

熊本県告示第1000号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
よやすの家 熊本市世安町487番地	医療法人　芳和会	平成16年9月24日

熊本県告示第1001号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事　業　者　名	指　定　年　月　日
五松園ホームヘルプステーション 葦北郡芦北町大字花岡1118番地	社会福祉法人　慈友会	平成16年9月24日

熊本県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年10月6日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年10月6日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域変更する区間等